



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	2023年・2024年の地域別最低賃金の審議について
Author(s)	安部, 由起子
Citation	Discussion Paper, Series B, 217, 1-20
Issue Date	2025-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95814
Type	departmental bulletin paper
File Information	DPB217.pdf



Discussion Paper, Series B, No.2025-217

2023 年・2024 年の地域別最低賃金の審議について

安部由起子

2025 年 8 月

北海道大学大学院経済学研究院

060-0809 札幌市北区北 9 条西 7 丁目

2023 年・2024 年の地域別最低賃金の審議について

北海道大学 経済学研究院 安部由起子

2025 年 8 月

要旨

2023 年は、地域別最低賃金の審議に関する転機であったかもしれない。2023 年には、最低賃金の低い県が、中央最低賃金審議会が設定した引上げ目安（39-41 円）を大きく上回る引上げ（上乗せの最大額は佐賀の 8 円）の答申を行ない、最低賃金が低い県での引き上げ額は、最低賃金が高い都府県の引き上げ額を上回った。2024 年には、やはり最低賃金の低い県がより大幅な引き上げ答申を行ない、徳島県の引き上げ額は 84 円となり、目安であった 50 円を 34 円も上回った。本稿では、2024 年の最低賃金の引上げの上乗せ額について、それが答申日、都道府県のランク、過去の上乗せの累計額とどのように関連しているかを検討した。その結果、2023 年と、2024 年の徳島を除くサンプルでは、（1）答申が遅い時点で行われた地域ほど引き上げ額が高くなり、答申日が 1 日遅いと 0.14 円引き上げ額が高くなった、（2）高い引き上げ額は、最低賃金の低い地域（新ランク C、旧ランク D の県）に集中していた、ことが確認された。2024 年については徳島県 1 県を含めた推計と含めない推計とでは、係数が大きく変わる。2023 年・2024 年の審議では、「答申のタイミング」が注目を集めたが、発効日が遅くなる影響を時給換算で評価すると、2024 年の徳島の 34 円の上乗せは、発効日が 4 週間程度遅れたことを考慮すると、実質的に 26.7 円の上乗せに相当することを示した。さらに 2024 年を中心に、いくつかの県で県知事が最低賃金の地方審議に関して意見を述べた状況や、そのことと公労使による審議の枠組みとの整合性を検討した。

キーワード：最低賃金、地方審議、目安、上乗せ、発効日、全国最下位回避、政治介入

1. 導入

2024 年の最低賃金の地方審議会の審議は、2023 年に引き続き、2022 年までの最低賃金引上げとは大きく異なる様相を呈した。その意味では、2023 年は地域別最低賃金の地方審議の転機であったといえそうである。具体的には 2023 年に、24 の県が、中央最低賃金審議会が示した目安額に上乗せした引き上げ額を答申し、そのうち 12 の県が、目安額を 5 円以上上回る答申を出した。2024 年には上乗せは 27 県となり、中でも徳島県の上乗せは 34 円という大幅なものになった。このように、地域別最低賃金が、地方審議によって目安（中央最低賃金審議会が設定）に強くとられることなく変えられるという前例ができた。

2023 年度・2024 年度の地方審議の結果はその後の報道でも取り上げられてきた。本稿では、2024 年の最低賃金の引上げの上乗せ額について、それが答申日、都道府県のランク、過去の上乗せの累計額とどのように関連しているかを、回帰分析により検討した。その結果、2023 年と、2024 年の徳島を除くサンプルでは、(1) 答申が遅い時点で行われた地域ほど、最低賃金の引き上げ額が高くなっており、回帰係数は 1 日あたり 0.14 円の上昇に相当していた、(2) 高い引き上げ額は、最低賃金の低い地域（新ランク C、旧ランク D の県）に集中していた、ことが確認された。2024 年については徳島県を含めた推計では推計値が大きく変わり、2024 年の徳島県は回帰分析の上では外れ値であることがわかった。

2023 年・2024 年は、目安への上乗せ額も大きくなったが、引上げの目安額自体も 39-50 円と高かった。上乗せがゼロか少額であるとしても、そもそも目安額が高いということは、答申日・発効日が遅れることにより、目安額に相当する引上げも遅くなることを意味する。最低賃金の引き上げ額と発効日が、最低賃金と同額の賃金で働く労働者についてどのように影響するかを計算すると、引上げ目安額が 50 円（2024 年度の値）の場合には、発効日が 1 週間遅いことは 1.02 円（発効日 1 日あたり 0.15 円程度）の上乗せで補償できる¹。この金額は、回帰分析の係数（ランクダミーを含めた推計のもの）とほぼ等しく、したがって発効日が遅いことの影響は、平均的には労働者の次年度までの年収を一定に保つ程度の大きさになっていることになる。

さらに 2024 年度の地方審議では、県知事の「介入」が話題になった。具体的には徳島県の後藤田知事が地方審議会に出席して意見を述べ、その徳島県で大幅な上乗せ（34 円）が実現したことを受け、これが知事による審議会への介入ではないか、という議論が出た。他県においても、県知事がいくつかの異なる形で、地方最低賃金審議会で、あるいは審議会に対して発言・発信等を行っている。最低賃金審議会は、公益委員・労働側委員・使用者側委員（公労使）によって構成されるが、ここに県知事や政治がかかわることの是非が、2024 年

¹ 「補償できる」としているのは、最低賃金と同額で働く労働者について、一定の仮定のもとで、次年度の最低賃金の発効日までの年収が、上乗せが無いが発効日が早かった場合と同額になる、という意味である。

度の地方審議のあとで話題になった。たとえば徳島県の後藤田知事は、地方の首長が地方最低賃金審議会に出席できるべきだと発言している（朝日新聞デジタル 2024）。

本稿は以下のように構成されている。次節では、最低賃金の決まり方に関する先行研究を紹介する。第3節では、2024年度の地方審議の状況についての簡単な分析を紹介する。第4節では、答申が遅く発出され発効日が遅れることの影響を評価する。第5節では、2023年と2024年の地方審議での「全国最下位回避」の実態を議論し、特徴的ないくつかの県が報道等でどのように取り上げられてきたかを紹介する。第6節は結論である。

2. 先行研究

都道府県別の地域別最低賃金の決定要因を検討した先行研究として、玉田(2009)、虞・浦川(2021)がある。これらの研究では、最低賃金の水準（の対数）を被説明変数とする回帰分析を行っており、説明変数は、失業率、生計費、労働組合組織率、消費支出等である。虞・浦川(2021)では、近隣の県の最低賃金のインデックスが作成され、その変数からの影響が回帰分析で確認されるので、地域別最低賃金は近隣県を意識しつつ決定されていると結論付けている。また、玉田(2009)は、失業率や労働組合組織率などの影響は限定的であるとの結論を導いている。

これらの先行研究では、最低賃金の水準を被説明変数としているが、本稿では、引上げの目安額への上乗せ額を被説明変数とする。その理由は、実際の地方審議は、引き上げ額（＝目安額＋上乗せ額）が決まるのであって、前年度の最低賃金は初期条件であって変えられないからである。地方審議会での決定とは、実質的には過年度の水準からどれだけ最低賃金を上げる（上昇額）か、であって、初期条件そのものは変えられるわけではない（初期条件が近隣県から影響を受けているのは事実でも、それは変えられない）。そして、この上昇額についても、中央最低賃金審議会が示す「目安」が存在している。そのように、地方審議が実際に決定するのは、「引き上げ額」なので、最低賃金の水準そのものではなく、地方審議会が決める上乗せ額（目安どおりの場合はゼロ）を分析の対象とする。

実際問題としては、2022年以前には、目安から大きく外れる引き上げが、地方審議会の決定として実現したことは少なかった。目安への上乗せは、あるとしても1円・2円が大半であった²。ただし、毎年1円ずつ上乗せした効果が複数年にわたり累積する、という側面はあったと判断される。

² 2014年度から2022年度にかけて、上乗せのあった件数は152件であったが、そのうちの90.1%が、1円または2円の上乗せであった。

3. 2024 年の上乗せ額の分析

安部（2024）で指摘したとおり、2023 年は、地域別最低賃金決定の転機であったと思われる。具体的には、佐賀県の 8 円上乗せをはじめ、最低賃金の低い県で高い額の上乗せがあった。2024 年は、2023 年を受けて、さらに大幅な動きがあり、最大の上乗せは徳島県の 34 円となった。

2024 年度の審議の時間的経過と、目安を超えた引き上げ額を図示したものが図 1-1（47 都道府県）、図 1-2（徳島県を図に含めない 46 都道府県）である。ここで、横軸は答申の日付（2024 年 8 月の日付）、縦軸は目安を超えて答申された上乗せ額であり、それらを A,B,C のランク（2023 年度以降の新ランク）別に表示している³。都道府県名が表示されているのは、その日・その上乗せ額が 1 都道府県である場合であり、数字が表示されているのは、その日・その上乗せ額の答申が出た都道府県の数を示している。たとえば A ランクでは、8 月 1 日に答申が出たのは大阪府で上乗せ額はゼロ（目安通りの 50 円の答申）であったので、「大阪」との記載があり、8 月 5 日に答申が出たのが埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県の 5 都県でいずれも上乗せ額はゼロであったため、横軸が 5（日）で縦軸がゼロ円のところに「5」が表示されている。図にあるとおり、A ランクにおいては上乗せは全ての都道府県でゼロであり、B,C ランクの府県については、答申が遅い時点になった県は、上乗せ額が上がっている。

上乗せ額の回帰分析

ここで、被説明変数を目安からの乖離額とし、ランク・答申日、および、2015 年から 2022 年までの上乗せの累計額を説明変数とする回帰分析を行った。推計式は以下のとおりである。

$$\begin{aligned} 2024\text{年度上乗せ額}_j = & \beta_0 + \beta_1\text{答申日}_j + \beta_2\text{ランクダミー}_j \\ & + \beta_3\text{上乗せ累計額}_j + \varepsilon_j \end{aligned} \quad (1)$$

ここで j は都道府県のインデックスである。式(1)を、47 都道府県をウェイトを付けずに最小二乗法を適用する場合と、最低賃金の全国加重平均を計算するための適用労働者数でウェイト付けした加重最小二乗法の場合の、両方の推計を行なった。この定式化は、2023 年の上乗せ額について分析した、安部（2024）と同様である。記述統計量が表 1 に、推計結

³ 各ランクに所属する都道府県については、新ランク・旧ランクともに、表 A 1 にまとめられている。

果が表 2-1 と表 2-2（徳島を除く 46 都道府県）・表 3-1 と表 3-2（47 都道府県）に示されている。

徳島を除く 46 都道府県の回帰分析結果（表 2-1 と表 2-2）は、2023 年の結果（安部 2024）と大きくは変わらないものであった。表 2 から、以下の 3 点が読み取れる。第 1 に、答申日のみを説明変数とした場合、係数は 0.42 であり、1 日答申が遅くなると上乗せ額は 0.42 円上がることになる。しかしながら、ランクに対応するダミー変数を導入すると、この効果は 0.14-0.2 円まで縮小する。

第 2 に、旧ランクと新ランクとでは、旧ランクを説明変数に用いるほうが説明力が高く、旧ランク D の県での上乗せが高いことが特徴的である。上乗せについては、旧 D ランクの県や、2022 年までに毎年の金額は少額であるにしても少しずつ上乗せをしていた県が大きな上乗せを実現したということであって、答申日が遅いことによる影響は、図 1-1・図 1-2 から視覚的に観察されるものより小さいといえることができる。

第 3 に、答申日の影響も、実は旧ランク D の県に限られている。列（8）では、旧ランクが A~C である都道府県のみで推計を行なったが、答申日の係数の推計値は小さなマイナスの値である。また、決定係数（ R^2 ）も、列（2）から列（5）までは 0.8 程度あったものが、旧 D ランクを除いた列（6）では 0.5 以下である。

一方で、徳島を加えると（表 3-1、表 3-2）、1 県の「外れ値」によって、答申日・ランクダミーの係数は、大きく影響を受ける。たとえば答申日の係数は、徳島を含めない場合には 0.14 だが、加えると、ランクダミーなどの変数を含めた推計であっても、0.7（ウェイト付けした場合は 0.5）まで上昇する。徳島は 47 都道府県の適用労働者数 5200 万人の 0.5% に過ぎないのであるが、それでもこの 1 つの県が、ウェイト付きの全体の推計値を大きく変えている。

4. 発効日の影響

答申が遅いと、答申後の異議申し出、官報公示以降に一定の期間を置く必要があることから、引き上げ後の最低賃金が有効になる発効日が遅くなる⁴。前掲の図や回帰分析等からわかるとおり、答申日が遅いと上乗せ額が上がるが、最低賃金が高くても発効日が遅くなる。以下ではこの発効日の遅さが、労働者の年収にどれだけ影響し、それを時給に換算するとどう解釈できるかを紹介する。その計算にあたり、以下の仮定を置く。

仮定 1. 時給が最低賃金と同額であり、かつ、発効日に賃金が上がる（発効日までは、昨年度の最低賃金）。⁵

⁴ 答申日のほぼ 2 か月後が発効日になることになる。

⁵ この仮定は、発効日に賃上げがあるとの仮定だが、実際の賃上げタイミングについても検証が

仮定 2. 次年度の最低賃金の発効日は今年度の発効日にかかわらず同一とする。

仮定 3. 1 年間の働く週の数 を 50 週 と仮定する。10 月 の間 n 週間発効が遅れると、旧最低賃金での賃金の期間が n 週間になると仮定する（10 月中に盆暮れのような継続した休み期間はない）。

仮定 4. 時間を通じての割引は行なわない。

ここで、 α は 目安額、 β は目安への上乗せ額、 γ_w は旧最低賃金である期間の、1 年の週数に対する割合（発効日が 2 週間遅くなるならば $2/50$ ）、 H を年間労働時間とする。

この場合に、10 月 1 日に発効だが目安と同額の引き上げで上乗せがゼロの場合の、翌年までの年収は以下になる：

$$(w + \alpha) \times H. \quad (2)$$

発効日が数週間遅れて、発効日に賃上げがあるとすると、発効日までは、 w の賃金であり、その後は、 $w + \alpha + \beta$ の賃金となり、次回発効日までの年収は以下になる：

$$\begin{aligned} & \gamma_w w H + (w + \alpha + \beta)(1 - \gamma_w)H \\ & = (w + \alpha)H + [(1 - \gamma_w) \times \beta - \alpha \gamma_w] \times H. \end{aligned} \quad (3)$$

式 (2)、(3) を比較して、上乗せがあると年収が高くなる金額とは、以下になる：

$$[(1 - \gamma_w) \times \beta - \alpha \gamma_w] \times H \quad (4)$$

式 (4) が正になる条件は $\frac{\beta}{\alpha} > \frac{\gamma_w}{1 - \gamma_w}$ である。たとえば 2024 年の目安 $\alpha = 50$ であれば、発効が 1 週間遅れて 1.02 円（発効日 1 日あたり 0.15 円程度）上がれば、年収が同額になる。

式 (4) を用いると、発効日が遅い上乗せで年収はどれだけ増加するかについて、それを時給に換算して解釈できる。式 (4) は H の掛け算の形であることから、角括弧内が実質的な時給の増額分と解釈できるので、 $(1 - \gamma_w) \times \beta - \alpha \gamma_w$ が、発効の遅れを含めて時給換算した上乗せの効果である。この計算によると、2023 年全国最大の佐賀県（2 週間遅れ、8 円上乗せ）は、実質的に 6 円の時給アップであり、2024 年全国最大の徳島県（ほぼ 4 週間遅れ、

必要かもしれない。

34 円上乗せ)は、実質的に 26.7 円、2024 年上乗せ全国 2 位の岩手県(4 週間遅れ、9 円上乗せ)は 3.9 円、同じく全国 2 位の愛媛県(3 週間遅れ、9 円上乗せ)は、5.23 円の時給上昇となる。

5. 全国最下位回避

新聞報道等によれば、2023 年・2024 年の地方審議において、地域別最低賃金が 47 都道府県のうち最も低くなるのを避ける「全国最下位回避」は大きなインセンティブであったようである(朝日新聞 2023a, 2023b, 2024a, 2024b)。しかし「全国最下位」は報道ほどに大きな意味はないのではないか。まず、最低賃金が低い部分の県の分布を確認しておくと、1986 年以降、全国最低額から 9 円以内の最低賃金である県数は、すべての年度について、15-18 県の間であった。つまり、過去 35 年くらい継続して、全体の 1/3 くらいの県では、最低賃金は全国最低額から 10 円の範囲内であった。さらに、1986 年以降、39 年続けて最低賃金が全国最低額+5 円の範囲にあった県は、8 県であり、1986 年以降、39 年続けて最低賃金が全国最低額+9 円の範囲にあった県は、14 県であった。つまり、「全国最下位」といっても、最下位からわずかに高い範囲内に、10 県程度の県がづねに位置してきた。「全国最下位」が 1 県だけ(2023 年と 2024 年はそのような結果になった)であると目立つ部分があるとはいえ、金額差が僅少であることを考えれば、それほど意識しなくてもいいのではないか、と思われる。

以下では、2023 年と 2024 年に、全国最下位回避がどのような行動につながったかを、個別の県の状況から報告する。加えて 2024 年度を中心に、県知事が地方審議会に対してとった行動を、地方審議会の議事録に記載されている内容を中心に紹介する。なお、以下で県名のあとに「適用労働者数」として記載されているのは、地域別最低賃金の適用労働者数として 2021 年経済センサス活動調査を用いて集計されている適用労働者数である。

個別都道府県の状況

徳島県(適用労働者数 27 万人)

徳島県は 2023 年には、1 円の上乗せ(目安の 40 円とあわせて、41 円の引上げ)であり、2023 年の最低賃金は 896 円となった。これは目立って大きい上乗せではなく、896 円は、全国で一番低くなった岩手県の 893 円に続いて、沖縄とともに全国で 2 番目に低い水準となり、四国でも一番低い水準となった。2024 年については、知事の「介入」により、最低賃金の水準についての考え方を換え、84 円引き上げ(34 円上乗せ)で 980 円となった。この引き上げによって、2023 年まで四国で最も高かった香川県を抜いて、2024 年の水準は四国で最も高くなった。

このことは、徳島ショック、知事の「介入」として、メディアで取り上げられた（朝日新聞 2024f, 毎日新聞 2024）。その一端が、令和 6 年度第 1 回徳島地方最低賃金審議会（2024 年 7 月 5 日開催）の議事録に表れている。以下は、議事録に記載されている後藤田知事の発言内容の一部である（下線は筆者）：

生産性の高い会社とそうではない会社で格差が出てくる。これについては我々県としても国が制度を構えております、業務改善助成金について県独自の上乗せ助成をさせていただいておりますし、社会保険労務士の相談費用についても県として独自に支援するという予算も積極的に出させていただいております。県も汗をかいていきたいと思います。

なお後藤田知事自身は、公労使の委員による審議会構成に疑問を投げかけており、その理由として、「学者をはじめとする公益委員と労使による審議会で決めるのはおかしい」、「（労働側委員の出身母体であることの多い）労働組合の組織率は 2 割以下」、「地方に責任を持てるのは行政である」を挙げ、「最低賃金審議会に地方行政の長が参加すべき」と主張している（朝日新聞デジタル 2024）。

2024 年徳島のポジティブな面は、地域の自主性で、大幅な引き上げも可能であることが示せたことだろう。これまで長年、初期条件＋（目安を基準とした）引上げによって地域別最低賃金が決まってきたが、このような決まり方が地域の労働市場の需給を反映している保証はない。それをどこかで修正をすることは、一般論としては適切であろうし、地方審議が地域独自のイニシアチブで行われることは適切である。その意味からはポジティブに評価されてよい。

一方で、県知事が積極的にかかわっての引上げには、いくつかの懸念点もある。第 1 に、最低賃金地方審議では、意見表明や異議申し出をする機会は一般的に設けられているが、審議会の委員構成が公労使の委員という現行の枠組みの中で、知事の立場とは、意見表明のひとつということだろう。より一般的に、公労使による現在の審議の枠組みに、政治が「介入」することの是非、あるいは、政治がどのようにかかわりをもつべきなのか、は検討されてよい⁶。現状はその点の基準は曖昧なまま、一部の県で県知事が、いくつかの異なる形で意見表明をしている状況である。

第 2 に、県独自の予算措置について審議開始時点で上記のような発言があり、それが念頭にあっての（全国で最高額の）最低賃金引上げが実現したのだとすると、そのような県の予算措置を前提とはしない他の都道府県とは、最低賃金の引上げを同列に扱えない。そもそ

⁶ これには、県知事による「介入」だけでなく、中央最低賃金審議会に首相官邸の意向が伝えられることも含まれる。

も、最低賃金は財政支出を伴わない経済政策と一般的には理解されているわけだが、県独自の財政支出が「伴って」いるなら、当然その部分を加味した政策の評価になるべきである。実際徳島県においては、上記の後藤田知事の審議会での発言で言及されている県独自の支援策のほかに、令和 6 年度の補正予算で、中小企業で働く正規雇用者に 5 万円・非正規雇用者に 3 万円、という賃金補助が決まり、「徳島県賃上げ支援事業」として、2024 年 12 月から受付が開始、2025 年 4 月 30 日まで受け付けた⁷。この賃上げ支援事業は、予算 10 億 5 千万円であったが、執行額は 2 億 8 千万円の見通しとのことであり（朝日新聞デジタル 2025）、予算の 27%が使われたことになる。

秋田県（適用労働者数 35 万人）

秋田県は 2023 年の地方審議について、引上げ（上乗せ）の「先鞭をつけた」と評価された（朝日新聞 2023a, 毎日新聞 2023）。具体的には 5 円以上の上乗せを答申したのは秋田県が最初（答申日は 2023 年 8 月 7 日）であり、その後 8 月 9 日から 8 月 18 日にかけて、5 円以上上乗せの答申が、主に C ランクの県から続出した。一方で岩手県はその「流れに乗れず」、2023 年の上乗せがゼロであったので、結果的に全国で最低賃金が最も低くなった。秋田県は、2024 年についても、早い段階（2024 年 8 月 5 日）で 4 円の上乗せ（54 円引き上げ）を答申した。しかしながらその後、他県での上乗せが続いたため、2024 年度には全国で一番低い最低賃金（951 円）になった。

このことについて、秋田では最低賃金の引上げが「チキンレース」になっているという批判がある（朝日新聞 2024e）。さらに 2024 年 9 月 2 日の佐竹秋田県知事（当時）の記者会見（秋田県 2024）では、その点について、以下のようなやりとりがあった：

（記者）

（前略）例えば隣の岩手県の場合は、答申日を後ろのほうに、8 月の下旬のほうに置

⁷ 類似の支援金は、岩手県「物価高騰対策賃上げ支援金」（中小企業で 1 時間に 60 円以上の賃上げで労働者 1 人あたり 6 万円の支給、2024 年度）、ほか、茨城県「いばらき賃上げ支援金」（中小企業で時給 35 円以上の賃上げで正規雇用者 1 人あたり 5 万円、非正規雇用者 3 万円の支給、2025 年度）、群馬県「ぐんま賃上げ促進支援金」（中小企業で 5%以上の賃上げで労働者 1 人あたり 5 万円の支給、2024 年度）、奈良県「奈良県物価高騰克服プログラム」（中小企業で 1.7%以上の賃上げ、2023 年度）で実施された（あるいは、されている）さらに、いくつかの県・市で、厚生労働省による業務改善助成金（機器の導入などに伴う生産性の向上にあわせて賃上げを実施した場合、機器購入の費用の一部を助成する制度）への上乗せ助成（国の助成金に上乗せしての助成）も行われている。

いて、しかも秋田県より 1 円プラスというところを出してきて、それぞれの県の審議会の方針であるので私がどうこう言うことではないんですが、例えば岩手県の場合、達増（岩手県知事）さんが最低賃金の最下位脱出に向けてちょっと檄を飛ばした時期があって、そういう動きがあると、私と思うには、もっと秋田県としても、もう少しバックアップというか、後ろ旗を振ってもいいのかなと、こうちょっと忸怩たる思いがあるんですが。

（知 事）

うちの審議会、あれ一番（開催が）早いんです。今、そういうふうになれば、最後、審議会、誰かがどっかの（他県の案を）出して、それを見てプラスアルファで、これは競争です。だからこれ、競争でいいのかどうか。だから、うちも審議会を遅くしようという動きがありますが、これでやるとどこまでも競争で、例えばうちが最下位でなくてもどっかが最下位になる。意味がないでしょう。だから、私自身もあっちこっちで最低賃金 1,000 円、1,000 円って言ってたの。秋田も 1,000 円ってね。これ、きつく言えばなるかもしれませんが、企業の実態、これもありますんで、これを全く無視するわけにはいかない。そうしますと、逆に、あまり介入すれば審議会の制度が壊れますんで、あの周辺でこれを県が焚き付ける、アジテートすることはいいですが、これをやってると、どこまでも変な状況です。やっぱりこの制度は、今、完全に制度疲労、そういう状態で、全く別の方法を。（以降略）

しかしながら上述のように、4 円の少額の引上げであったとしても、発効日が早かったことから、実質的な時給上昇では、岩手県と遜色ないとも解釈できる。佐竹秋田県知事（当時）は、公労使の委員による審議会制度を制度疲労とコメントしているが、一方で公労使が議論する審議会の制度を守ろうという姿勢とも解釈できる。制度の問題点については、具体的な議論が積極的になされるべきであろう。

岩手県（適用労働者数 47 万人）

2023 年については、C ランクで唯一、上乗せをせず、39 円の引上げとなった。その結果、最低賃金の金額が全国で最下位に。秋田と 1 日違いの答申だったが、秋田の流れに乗れなかったと報道された（朝日新聞 2023a, 2023b, 毎日新聞 2023）。

2024 年については、早い段階から、遅い答申（8 月 28 日）になることが決まっていた（岩手県最低賃金審議会 2024, 朝日新聞 2024a）。結果的には答申の予定が途中で後ろ倒しになった徳島に次いで遅い答申で、徳島に次いで高い上乗せ（9 円）となり、最低賃金の水準は秋田よりも 1 円高い 952 円と、全国最下位ではなくなった。

なお岩手県では、2023 年度から、物価高騰対策賃上げ支援金（2023 年度は 2024 年 2 月

から、2024 年度は 2025 年 2 月から、それぞれ受付開始）として、賃金を 50 円以上（2023 年度、2024 年度については 60 円以上）引き上げた場合に 1 人あたり 5 万円（2023 年度、2024 年度については 6 万円）が支給される（2023 年度は県全体で 40,000 人まで、2024 年度は 30,000 人まで）、という内容の賃上げ支援事業が実施されている。

議事録や報道から確認できる県知事の要請や意見

上述のように、徳島では 2024 年の審議会に、知事が出席して意見を述べたことが議事録から確認できる。知事が審議会に対して意見表明等をした事例は、他の県にもある。岩手県では達増知事が要請書を提出している。福岡県では、知事の要請書が 2024 年度第 1 回目の地方審議会資料として含められている。佐賀県では、副知事が、2023 年度には地方審議会専門部会で、2024 年度には地方審議会、出席して意見を述べている。茨城県では大井川知事が 2023 年の地方審議の終了後に、茨城県審議会に対して公開質問状を提出し（2023 年 8 月）、審議会からは回答がなされ、その回答に対する知事談話も発信されている。

多くの県知事は、自県の最低賃金が低すぎるという内容での発信を行なっている。ただし、そういう意見だけではない。島根県の丸山知事は、2024 年度の日安額が 50 円であったこと、石破首相が 2020 年代に最低賃金 1500 円という目標を掲げたことが、中小企業の実態に沿っていないとして、痛烈に批判している（朝日新聞 2024d, 2024g）。

6. 結論

本稿では、2024 年の地域別最低賃金の引上げの上乗せ額について、それが答申日、都道府県のランク、過去の上乗せの累計額とどのように関連しているかを検討した。その結果、徳島を除くサンプルでは、（1）答申が遅い時点で行われた地域ほど、最低賃金の引き上げ額が高くなった、（2）高い引き上げ額は、最低賃金の低い地域（新ランク C、旧ランク D の県）に集中していた、ことが確認された。徳島は外れ値であり、徳島を含めた推計では推計値が大きく変わる。

2023 年・2024 年の審議では、「答申のタイミング」が注目を集めたが、発効日が遅くなる影響を 1 年間の収入を計算するうえでの時給換算で評価する方法を示した。その結果、たとえば 2023 年の佐賀県であれば 8 円の上乗せ（全国で最も高い上乗せ）は実質的には 6 円の時給上昇、2024 年の徳島県であれば 34 円の上乗せは 26.7 円の時給上昇、と評価できる。

さらにいくつかの特徴的な県を取り上げ、県知事が最低賃金の地方審議に関して意見を述べた状況を整理し、そのことと審議の枠組みとの整合性を検討した。公労使での審議の在り方を前提として、近年の県知事の意見表明（「介入」との評価もある）の是非については

検証されるべきであろうし、もし公労使による現在の地方審議の制度に難点があるのであれば、それらの問題点について具体的な検討がなされるべきだろう。また、いくつかの県や市では、賃上げをした中小企業に助成金を設けていたり、厚生労働省の業務改善助成金に対する上乗せが行われたりしている。いずれも、地域別最低賃金の引上げを意識した助成金であることが伺われるものであり、そうだとすると、最低賃金が財政支出を伴わない経済政策であるという一般的解釈にも、修正が必要になってくるかもしれない。

謝辞

本研究にあたり、JSPS 科研費 JP22K01531 の助成を受けた。亀野淳教授（北海道大学）、浦川邦夫教授（九州大学）、および、東京労働経済学研究会(2024 年 10 月)、北海道経済学会 2024 年度大会ワークショップ（2024 年 11 月）、日本経済学会春季大会（2025 年 5 月）の参加者からは貴重なコメントをいただいた。ここに記して謝意を表する。

引用文献

安部由起子（2024）「最低賃金上昇は地方のイニシアチブで」 日本労働研究雑誌 771, 28-40.

秋田県 知事記者会見 令和 6 年 9 月 2 日

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/84185> （2024 年 10 月 8 日閲覧）

朝日新聞（2023a）最低賃金 大幅増に乘れず 岩手が全国最下位 893 円 / 岩手県 2023 年 8 月 23 日

朝日新聞（2023b）経済の実情「公労使が十分議論」 全国最低の最低賃金、決断の背景 / 岩手県 2023 年 10 月 17 日

朝日新聞（2024a）最低賃金、最下位巡り議論熱く 額決定日ずらし、他県の様子見可能に / 岩手県 2024 年 6 月 8 日

朝日新聞（2024c）時々刻々 官邸、こだわった 5 % 最低賃金 1 0 5 4 円、過去最高 5 0 円上げ決定 2024 年 7 月 26 日

朝日新聞（2024d）最低賃金増、国は「悪代官」 知事「中小の体力超える」批判 / 島根県 2024 年 7 月 30 日

朝日新聞（2024e）最低賃金、引き上げ競争はチキンレース 最下位せまる秋田からの警告 2024 年 8 月 29 日

朝日新聞（2024f）最低賃金、衝撃の引き上げ「徳島ショック」 知事介入で算出法を一変 2024 年 8 月 29 日

朝日新聞（2024g）最低賃金 1 5 0 0 円「恥ずかしい」 与野党公約、実現性に疑問 知事／

島根県 2024 年 10 月 11 日
朝日新聞デジタル (2024) 労使で決める最低賃金、なぜ政治介入？ 後藤田・徳島知事の問題提起 2024 年 11 月 28 日
朝日新聞デジタル (2025) 千葉のラーメン店に茨城組 最低賃金、地域差が生む越境バイトの実態 2025 年 7 月 5 日
岩手地方最低賃金審議会 令和 6 年度 第 1 回 岩手地方最低賃金審議会 議事録 (令和 6 年 6 月 7 日開催)
<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/001915166.pdf>
虞尤楠・浦川邦夫 (2021) 日本の最低賃金の要因分析－隣接都道府県間の相互的影響を中心に 生活経済学研究 53, 61-73.
徳島地方最低賃金審議会 令和 6 年度 第 1 回 徳島地方最低賃金審議会 議事録 (令和 6 年 7 月 5 日開催)
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/content/contents/001926397.pdf>
玉田桂子 (2009) 「最低賃金はどのように決まっているのか」『日本労働研究雑誌』593, 16-28.
毎日新聞 (2023) 最低賃金、異例の上乗せラッシュ 人口減に悩む東北県の決断が波及 2023 年 10 月 19 日
毎日新聞 (2024) 10 月から最低賃金引き上げ 徳島は異例の上げ幅 84 円、その背景は 2024 年 10 月 1 日
むたい俊介オフィシャルサイト 「最低賃金全国一元化を目指す理由」
～若者を地方に・国土政策としての意義～
<https://www.mutai-shunsuke.jp/policy325.html> (2024 年 7 月 30 日閲覧)
労働調査会 最低賃金決定要覧 各年版

表1 記述統計量（47都道府県）

（ウエイト無し）

	平均	標準偏差	最小値	最大値
2024年度上乗せ額	3.085	5.393	0	34
答申日（8月の日付）	8.638	6.109	1	29
新ランクダミー				
B	0.596	0.496	0	1
C	0.277	0.452	0	1
旧ランクダミー				
B	0.234	0.428	0	1
C	0.298	0.462	0	1
D	0.340	0.479	0	1
2015年－2023年の上乗せ累計額	6.426	6.230	0	19

（適用労働者数でウエイト付け）

	平均	標準偏差	最小値	最大値
2024年度上乗せ額	1.201	3.151	0	34
答申日（8月の日付）	6.181	4.218	1	29
新ランクダミー				
B	0.437	0.501	0	1
C	0.104	0.309	0	1
旧ランクダミー				
B	0.201	0.405	0	1
C	0.208	0.410	0	1
D	0.132	0.343	0	1
2015年－2023年の上乗せ累計額	3.274	4.604	0	19

出所：各都道府県労働局で公表されている情報、および、最低賃金決定要覧各年版をもとに筆者集計。

表2-1

上乗せ額の回帰分析（徳島県除く、ウエイト無し）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
								旧Dランクを 除く
答申日	0.425*** (0.047)	0.307*** (0.052)	0.160*** (0.042)	0.215*** (0.042)	0.161*** (0.042)	0.202*** (0.042)	0.152*** (0.042)	-0.040 (0.106)
Bランク（新）		0.717 (0.691)		0.298 (0.519)		0.287 (0.511)		
Cランク（新）		2.854** (0.872)		-0.829 (0.900)		-0.959 (0.890)		
Bランク（旧）			0.166 (0.533)		0.130 (0.530)		0.142 (0.525)	0.143 (0.374)
Cランク（旧）			0.761 (0.524)		0.651 (0.528)		0.628 (0.523)	0.670 (0.415)
Dランク（旧）			4.430*** (0.631)		3.328** (1.065)		3.304** (1.055)	
2015年－2023年の上乗せ累計 額				0.335*** (0.057)	0.085 (0.066)			0.383*** (0.089)
2015年－2022年の上乗せ累計 額						0.469*** (0.105)	0.190 (0.103)	
2023年上乗せ額						0.168 (0.124)	-0.056 (0.125)	
定数項	-1.068* (0.463)	-1.330* (0.655)	-0.693 (0.466)	-1.432** (0.488)	-0.827 (0.474)	-1.531** (0.485)	-0.902 (0.473)	-0.400 (0.533)
N	46	46	46	46	46	46	46	30
R-sq	0.646	0.736	0.875	0.857	0.880	0.865	0.885	0.554

注：括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

ランクのベースグループは、新ランク・旧ランクともに、ランクA。

出所：各都道府県労働局で公表されている情報、および、最低賃金決定要覧各年版をもとに筆者集計。

表2-2

上乗せ額の回帰分析（徳島県除く、適用労働者数でウェイト付け）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
								旧Dランクを 除く
答申日	0.428*** (0.049)	0.271*** (0.056)	0.138** (0.046)	0.209*** (0.047)	0.137** (0.045)	0.208*** (0.048)	0.129** (0.046)	-0.013 (0.077)
Bランク（新）		0.537 (0.357)		0.082 (0.303)		0.080 (0.307)		
Cランク（新）		3.128*** (0.737)		-0.550 (0.967)		-0.539 (0.981)		
Bランク（旧）			0.309 (0.315)		0.180 (0.317)		0.179 (0.316)	0.092 (0.282)
Cランク（旧）			0.604 (0.327)		0.454 (0.332)		0.444 (0.331)	0.545 (0.321)
Dランク（旧）			4.567*** (0.550)		3.309*** (0.915)		3.519*** (0.931)	
2015年－2023年の上乗せ累計 額				0.307*** (0.064)	0.100 (0.059)			0.248** (0.070)
2015年－2022年の上乗せ累計 額						0.322** (0.103)	0.172 (0.087)	
2023年上乗せ額						0.281 (0.153)	-0.046 (0.143)	
定数項	-1.561*** (0.351)	-1.169** (0.338)	-0.596* (0.264)	-1.210*** (0.274)	-0.691* (0.265)	-1.219*** (0.281)	-0.713* (0.264)	-0.191 (0.362)
N	46	46	46	46	46	46	46	30
R-sq	0.636	0.746	0.868	0.838	0.877	0.838	0.880	0.495

注：括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

ランクのベースグループは、新ランク・旧ランクともに、ランクA。

出所：各都道府県労働局で公表されている情報、および、最低賃金決定要覧各年版をもとに筆者集計。

表3-1

上乗せ額の回帰分析（徳島県含める、ウェイト無し）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
								旧Dランクを 除く
答申日	0.695*** (0.081)	0.728*** (0.094)	0.724*** (0.104)	0.674*** (0.101)	0.699*** (0.102)	0.643*** (0.106)	0.677*** (0.107)	1.266*** (0.099)
Bランク（新）		0.302 (1.563)		0.006 (1.564)		-0.012 (1.564)		
Cランク（新）		-0.826 (1.873)		-3.431 (2.679)		-3.659 (2.689)		
Bランク（旧）			-0.210 (1.741)		-0.339 (1.705)		-0.313 (1.714)	-0.684 (1.018)
Cランク（旧）			0.825 (1.714)		0.356 (1.699)		0.315 (1.708)	-1.556 (1.045)
Dランク（旧）			-0.672 (1.890)		-5.017 (3.144)		-5.001 (3.161)	
2015年－2023年の上乗せ累計 額				0.229 (0.170)	0.357 (0.209)			0.276 (0.244)
2015年－2022年の上乗せ累計 額						0.503 (0.322)	0.552 (0.331)	
2023年上乗せ額						-0.107 (0.376)	0.091 (0.408)	
定数項	-2.915** (0.856)	-3.154* (1.451)	-3.138* (1.470)	-3.265* (1.439)	-3.563* (1.459)	-3.441* (1.450)	-3.684* (1.475)	-5.899*** (0.912)
N	47	47	47	47	47	47	47	31
R-sq	0.619	0.626	0.631	0.642	0.655	0.650	0.660	0.907

注：括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

ランクのベースグループは、新ランク・旧ランクともに、ランクA。

出所：各都道府県労働局で公表されている情報、および、最低賃金決定要覧各年版をもとに筆者集計。

表3-2

上乗せ額の回帰分析（徳島県含める、ウエイトあり）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
								旧Dランクを 除く
答申日	0.581*** (0.070)	0.552*** (0.090)	0.512*** (0.100)	0.494*** (0.091)	0.498*** (0.099)	0.487*** (0.093)	0.489*** (0.102)	0.836*** (0.149)
Bランク（新）		0.236 (0.659)		-0.204 (0.668)		-0.219 (0.674)		
Cランク（新）		0.670 (1.291)		-2.888 (2.096)		-2.798 (2.120)		
Bランク（旧）			0.054 (0.802)		-0.214 (0.814)		-0.215 (0.821)	-0.559 (0.837)
Cランク（旧）			0.339 (0.833)		0.025 (0.852)		0.014 (0.860)	-1.016 (0.909)
Dランク（旧）			1.248 (1.286)		-1.350 (2.221)		-1.090 (2.296)	
2015年－2023年の上乗せ累計 額				0.296* (0.140)	0.215 (0.151)			0.304 (0.210)
2015年－2022年の上乗せ累計 額						0.393 (0.225)	0.302 (0.225)	
2023年上乗せ額						0.128 (0.334)	0.038 (0.373)	
定数項	-2.392*** (0.522)	-2.383*** (0.588)	-2.213*** (0.617)	-2.429*** (0.566)	-2.368*** (0.620)	-2.475*** (0.577)	-2.392*** (0.627)	-3.917*** (0.767)
N	47	47	47	47	47	47	47	31
R-sq	0.605	0.608	0.614	0.646	0.633	0.648	0.635	0.630

注：括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

ランクのベースグループは、新ランク・旧ランクともに、ランクA。

出所：各都道府県労働局で公表されている情報、および、最低賃金決定要覧各年版をもとに筆者集計。

表A1

最低賃金のランク別の都道府県

旧ランク（2017年―2022年）		新ランク（2023年―）
A	東京、神奈川、大阪、愛知、埼玉、千葉	東京、神奈川、大阪、愛知、埼玉、千葉
B	京都、兵庫、静岡、滋賀、茨城、栃木、広島、長野、富山、三重、山梨、群馬、岡山、石川	兵庫、京都、茨城、静岡、富山、広島、滋賀、栃木、群馬、宮城、山梨、三重、石川、福岡、香川、岡山、福井、奈良、山口、長野、北海道、岐阜、徳島、福島、新潟、和歌山、愛媛、島根
C	香川、奈良、宮城、福岡、山口、岐阜、福井、和歌山、北海道、新潟、徳島	大分、熊本、山形、佐賀、長崎、岩手、高知、鳥取、秋田、鹿児島、宮崎、青森、沖縄
D	福島、大分、山形、愛媛、島根、鳥取、熊本、長崎、高知、岩手、鹿児島、佐賀、青森、秋田、宮崎、沖縄	

出所：最低賃金決定要覧 令和6年度版 を参考に筆者作成。

図1-1

目安への上乗せ額と答申日（2024年）、47都道府県

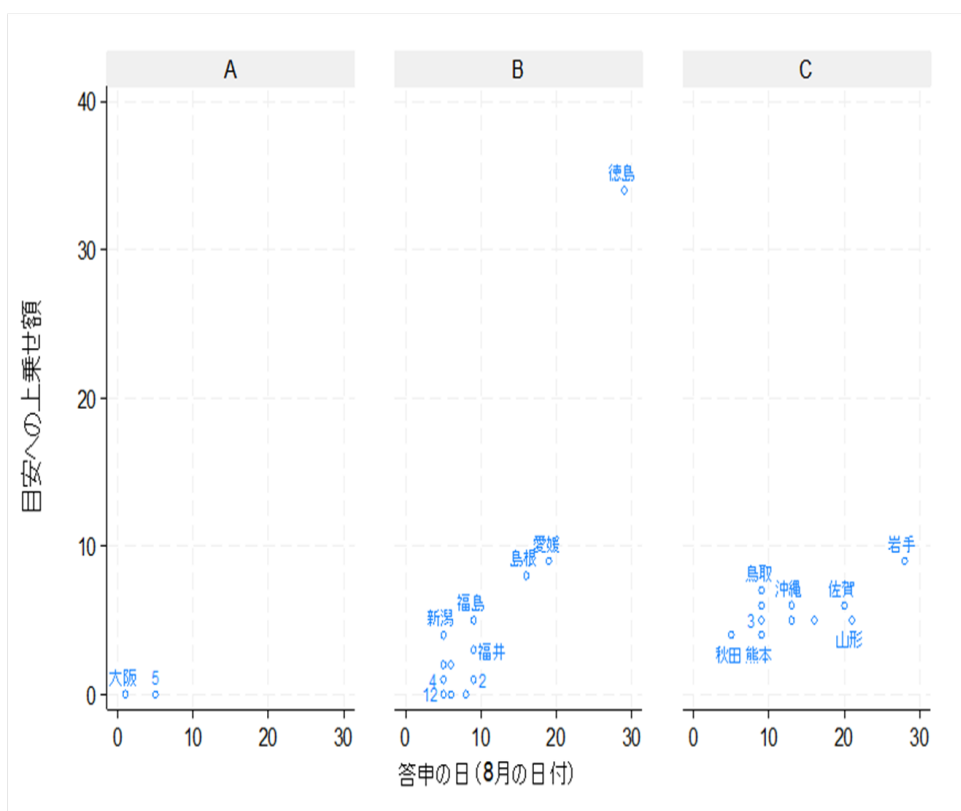


図1-2

目安への上乗せ額と答申日（2024年）、徳島を除く46都道府県

